

アピアランスケアに係る支援について



【定義】

広義では「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」

※治療で外見が変化したら必ずアピアランスケアを行わなければならない、ということではない。
(国立がん研究センター中央病院アピアランス支援センターHPより)

【アピアランスケアの必要性】

がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している。がんの治療と学業や仕事との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対する医療現場におけるサポートの重要性が認識されている。

治療の種類	代表的な外見の変化
化学療法	脱毛（頭髪、まつげ、まゆげ）、手足症候群、皮膚色素沈着、爪の割れやはがれ、変色など
分子標的治療	手足症候群、ざ瘡様皮疹、皮膚乾燥（乾皮症）、爪囲炎など
放射線治療	放射線皮膚炎など
手術療法	手術痕、身体の部分的な欠損、むくみなど

【各研究班の取り組み】

	期間	研究課題	研究代表
がん対策推進 総合研究事業	H29-R1	がん患者に対するアピアランスケアの均てん化と指導者教育プログラムの構築に向けた研究	野澤 桂子
	R2-	がん患者に対する質の高いアピアランスケアの実装に資する研究	藤間 勝子
AMED	H26-28	がん治療に伴う皮膚変化の評価方法と標準的ケア確立に関する研究	野澤 桂子
	H29-30	分子標準治療薬によるざ瘡様皮膚炎に対する標準的ケア方法の確立に関する研究	野澤 桂子

アピアランスケアに係る補助について

他県の状況等

背景

- がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している
- そうした中、治療により外見に現れる身体症状の苦痛度は高く、日常生活に大きな影響を与えている
- 行政による支援を求める声や、他県において支援制度を創設する自治体が増加している

他県の状況

- アピアランスケアを実施する自治体は近年増加傾向にあり、現在22県において、がん患者がウィッグ等を購入する際の支援を行っている（実施県は下表のとおり） ※市町村独自で実施している例もあり
- 現在実施していない都道府県においても、制度化に向けた検討を進めている都道府県があり、支援を行う都道府県は今後も増加していくことが予想される
- 支援の方法や、その範囲については県により異なる

実施している都道府県

アピアランスケアに対する
助成を実施している県

岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県
福井県 岐阜県 静岡県 滋賀県 兵庫県 鳥取県 島根県
山口県 福岡県 大分県 **愛知県** **広島県** **香川県** **佐賀県**
鹿児島県 (計22県)

実施に向けた検討を
進めている県の数

9 県

※赤字の県はR4年度から開始

アピアランスケアに係る補助について

令和5年度開始予定の補助内容

三重県においても、県からの直接補助という形で、令和5年度から補助事業を実施予定。

補助対象者

- 申請時に三重県内に住所を有する者
- がんの治療を受けた者または現に受けている者
- 当該治療による外見変貌を補完する補正具を必要とする者
- 令和5年4月1日以降に購入し、購入日から1年以内に申請を行ったもの

補助対象経費

- 全頭用ウィッグおよび頭皮保護用ネット
- 補正下着等の胸部補正具
- 乳がん用バストタイムカバー
- その他皮膚や爪に現れた外見変貌を補完するために必要なもの

助成額

- 補助基準額：3万円
補助基準額と申請額を比較し、低いほうの金額に3分の1を乗じて得た額

申請に必要な書類

- 領収書の写しなど対象補正具を購入したことがわかる書類
- がん治療を行っているまたは行っていたことを証する書類
- 住民票